

## 第9回南幌町農業委員会総会議事録

令和6年2月27日（火）午後1時30分より、役場庁議室において  
第9回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

2	番	南	則	之
3	番	江 郷		弘
4	番	上 野	勇	樹
5	番	久 保	正	彦
7	番	青 木	義	春
8	番	山 田		浩
9	番	背 尾	裕	典
10	番	立 川	久	彦
11	番	高 島	茂	和
12	番	鍋 山	洋	一

欠席者	1	番	武 良	敏 則
	6	番	野 呂 田	雄 一 郎



議長 これより、第9回南幌町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席者は12名でございます。  
武良委員、野呂田委員におかれましては、欠席の届が出されて  
おります。  
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。10番 立川 委員、  
11番 高島 委員 以上ご兩名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第9回南幌町農業委員会総会は、  
2月27日 本日1日限りといたしたいと思っておりますが、ご異議あ  
りませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第9回南幌町農業委員会総会  
は、2月27日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。  
令和6年 1月25日、第8回農業委員会総会を開催した。  
1月30日 令和6年第1回議会臨時会に会長出席  
した。  
2月 6日 空知農業委員会連合会役員会が深川市  
で開催され、会長出席した。  
2月 9日、利用調整会議・あっせん委員会を開催  
し、関係委員出席した。  
以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでござい

ますので、報告済みといたします。

---

議 長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。  
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。  
令和6年2月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましても、1件でございます。  
認定年月日は令和6年2月22日、有効期限は令和11年2月21日までとなっております。  
認定番号6の2の1、住所は○町○丁目○番○ー○○○号、○○○○。再認定です。  
認定農業者の経営体の総数につきましては、**141経営体**のうち**法人が16法人**となります。説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

---

議 長 日程第5 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。

令和6年2月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、2件でございます。

1件目の権利を取得した者は、空知郡南幌町南〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1, 583㎡となります。届出をした日は、令和6年1月25日。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

2件目の権利を取得した者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で2, 726㎡他計11筆ございまして75, 872㎡となります。届出をした日は、令和6年2月6日。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済みといたします。

---

議長 日程第6 議案第1号 農用地等のあっせん結果についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農用地等のあっせん結果について。

第8回農業委員会総会に申出があった農用地等のあっせんに対して、あっせん委員より南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第5項の規定による、あっせん調書の提出があったので審議願

い、意見を求める。

令和6年2月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農用地等のあっせん結果につきましても、1件でございます。

あっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。あっせんの申出地は、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1,207㎡他計2筆ございまして、1,543㎡です。あっせん年月日は、令和6年2月〇日。結果につきましては、成立です。価格については、畑10aあたり〇〇〇,〇〇〇円。あっせんの相手方は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇です。

あっせん委員につきましては、1番 武良委員、5番 久保委員、9番 背尾委員となります。

説明は以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、あっせんにあたられました委員より補足があればお願いいたします。

(なしの声)

議長 ないようですので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第1号 農用地等のあっせん結果については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 日程第7 議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを  
議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について。  
旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決  
定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。  
令和6年2月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地利用集積計画の決  
定につきましては、所有権移転が2件でございます。

整理番号5の2の1の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、  
空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきまし  
ては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、畑で2, 220  
㎡他計3筆ございまして、67, 473㎡となります。価格につ  
きましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

整理番号5の2の2の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇  
番地、〇〇 〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、  
〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、  
畑で1, 207㎡他計2筆ございまして、1, 543㎡となりま  
す。価格につきましては、〇〇〇, 〇〇〇円となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促  
進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第2号 農用地利用集積計画の決定に  
ついては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第9回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第9回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午後1時 分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

10 番

11 番